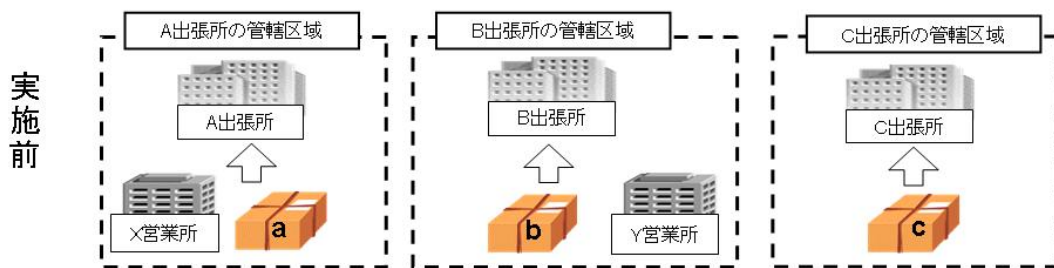


# 認定通関業者に係る申告官署の選択制について

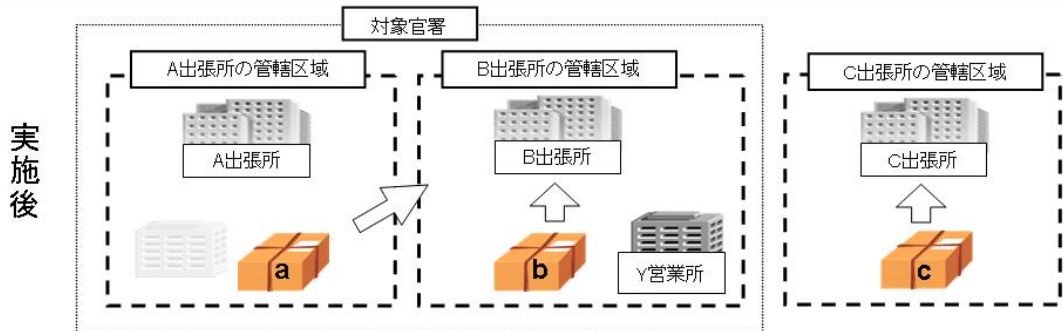
平成 22 年 7 月 1 日から、認定通関業者は、営業所毎に、税関が定める対象官署（本関及び本関近隣の税関官署）の中から申告官署を選択（一定期間内に税関に申出）し、対象官署内の管轄区域に蔵置されている貨物について、輸出入申告及び関係書類の提出を選択した官署に行えるようになります。

## 認定通関業者に係る申告官署の選択制の概要



（注 1）貨物aは、認定通関業者のX営業所において取り扱う。

（注 2）貨物b及び貨物cは、認定通関業者のY営業所において取り扱う。



（注 3）認定通関業者のY営業所は、申告先としてB出張所を選択。

（注 4）貨物a、貨物b及び貨物cは、認定通関業者のY営業所において取り扱う。

**Q 1. 対象官署はどこですか。**

**A 1. 対象官署は以下の税関官署です。**

税関	税関官署
東京	本関及び大井出張所
横浜	本関、鶴見出張所、大黒埠頭出張所、山下埠頭出張所及び本牧埠頭出張所
神戸	本関、ポートアイランド出張所、六甲アイランド出張所及び摩耶埠頭出張所
大阪	本関、南港出張所、桜島出張所及び大手前出張所
名古屋	本関、稲永出張所、南部出張所及び西部出張所
門司	本関及び田野浦出張所

(注) 東京税関は海上貨物に限ります。

**Q 2. 対象となる貨物はどのような貨物ですか。**

**A 2. 対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物です。  
ただし、ワシントン条約対象貨物（輸入貨物に限る。）は対象外です。**

**Q 3. 対象手続はどのような手続ですか。**

**A 3. 対象手続は、輸出申告及び輸入（納税）申告並びにこれらに類する手続です。  
例えば、以下の手続が対象となります。**

- ・ 輸入許可前貨物引取承認申請
- ・ 蔵入承認申請、移入承認申請等
- ・ 特例申告、特定輸出申告等
- ・ 予備申告

**Q 4. 開庁時間外における取扱いに変更はありますか。**

**A 4. 開庁時間外の取扱いは従来どおりです。**

**Q 5. 選択制を利用するためには、どのような手続が必要ですか。**

**A 5. 申告官署の選択の申出を、原則として、毎年3月に認定通関業者の営業所ごとに通関営業所の所在地を管轄する税関の本関に行ってください。**

**Q 6. 申告官署を変更するためには、どのような手続が必要ですか。**

**A 6. 申告官署の変更の申出を、原則として、毎年3月に申告官署の選択の申出を行った税関の本関に行ってください。**

**Q 7. 選択制の利用をやめるためには、どのような手続が必要ですか。**

**A 7. 申告官署の選択の利用をやめる旨の申出を、原則として、毎年3月に申告官署の選択の申出を行った税関の本関に行ってください。**

**Q 8. 認定通関業者の認定が失効した場合には、選択制を利用することができなくなるのですか。**

**A 8. 認定通関業者の認定が失効した場合は、原則として、認定が失効した日から申告官署の選択制を利用することができなくなります。**

**Q 9. 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等はどのようになるのでしょうか。**

**A 9. ① 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等は、当初の申告を受理した税関官署で引き続き処理します。**

**② 申告官署を選択する前に行った手続に関連して行われる事後の手続（例えば、国内に引き取った特例輸入申告貨物について行う特例申告）は、当初の手続を行った税関官署に対して行ってください。**

**③ 申告官署を選択する前に行った手続のうち、蔵入承認、移入承認等の後に行う輸入申告を申告官署を選択した後に行う場合は、選択した税関官署に対して行ってください。**

Q10. 申告官署の選択制を利用する場合の担保の提供先はどの官署になるのですか。

A10. 選択した税関官署に対する手続に関連して、担保を提供する必要があるときは、選択した税関官署に担保を提供してください。

Q11. 申告官署の選択制に係る問い合わせ先はどこですか。

A11. 申告官署の選択制については、各税関の担当までお問い合わせ下さい。

- ・函館税関業務部認定事業者管理官 . . . . 電話 : 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4
- ・東京税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 3 7  
総括認定事業者管理官 . . . . 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 6 2
- ・横浜税関業務部認定事業者管理官 . . . . 電話 : 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 5
- ・名古屋税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 8 4  
認定事業者管理官 . . . . 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 6 9
- ・大阪税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 1 3  
認定事業者管理官 . . . . 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1
- ・神戸税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 8 6
- ・門司税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 6 7
- ・長崎税関業務部通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 6 5
- ・沖縄地区税関通関総括第 1 部門 . . . . 電話 : 0 9 8 - 8 6 2 - 9 2 9 1